

とも、誰もが納得する客観的な価格付けを行うのが難しい点にある。その原因は上述したよう

に、無形資産の経済的価値評価の困難さに由来する(この点は第6章で再度、詳しく検討する)。

多国籍企業による租税回避がその規模でみて一層深刻化したのは、経済のグローバル化に加えて、2000年代以降にデジタル化が加速化し、ビジネスの中核に無形資産が据えられるようになって以降である。実際、無形資産を活用した租税回避は、いまや多国籍企業の常套手段となっている。デジタル企業の代表的存在であるGAF(A(グーグル、アマゾン、フェイスブック、アップル)をはじめとするアメリカの多国籍企業は、無形資産を活用した租税回避の巧みな仕組みを開発する代表的存在でもある。以下、グーグルとスターバックスの事例を紹介することにしよう。

グーグルの租税回避スキーム

グーグルは、公開株式会社企業として登記される2004年8月の前年の2003年、その検索・広告技術をアイルランドに立地する子会社「グーグル・ホールディングス」に売却した(無形資産の低課税国への売却の典型例!)。この子会社は、バミューダに立地する資産管理会社によつて管理されているため、アイルランドの税法上はバミューダ法人と規定されている点に特徴がある。図3-2でいえば、真ん中のタックス・ヘイブンに立地する資産保有会社が、バミ

ユーダに立地する資産管理会社に相当する。ちなみに、バミューダの法人税率はゼロである。グーグルは、子会社への技術売却で対価を得たはずだが、その金額はわずかでしかなかった。もし、その金額が大ききものであれば、2003年に巨額の法人税を納めたはずだが、証券取引委員会の2004年の記録によれば、グーグルは全世界で2億4100万ドルの納税しか行っていない。それ以降、数百億ドルの利益を生み出している技術の価値が当時、わずか7億ドルと評価されていたことを意味する(Saez and Zucman 2019)。

実際、わずか1年でバミューダに立地する子会社グーグル・ホールディングスは227億ドルもの利益を上げた。なぜなら、同子会社はグーグルのもつとも価値ある技術の法的な所有者となっていたからだ。アイルランドのグーグル・ホールディングスは、その特許使用権を欧州中のグーグル子会社に供与している。そしてドイツやフランスに立地するグーグル子会社は毎年、何十億ドルもの特許使用料をグーグル・ホールディングスに支払うことで、ドイツやフランスからアイルランド経由でバミューダに所得を流出させ、租税回避を行っているのだ。

スターバックスの租税回避スキーム

スターバックスは1998年以降、イギリスで事業を展開している。2012年10月にロイ

ターは、その英国現地法人が15年間の事業期間のうち14年間は損失を計上し、イギリスでは法人税をほとんど納めていないことを報じて衝撃が走った。尾野、2011年11月10日、ロイター

スターバックスの租税回避スキーム

スターバックスは1998年以降、イギリスで事業を展開している。2012年10月にロイ

ターは、その英国現地法人が15年間の事業期間のうち14年間は損失を計上し、イギリスでは法人税をほとんど納めていないことを報じて衝撃が走った。実際に、2011年10月2日で終わる財政年度において、現地法人は約4億ポンドの売上、7億8540万ポンドの粗利潤、2880万ポンドの営業損失、そして3290万ポンドの税引前営業純損失を計上していたのである。ところが現地法人は、英国のコーヒー小売市場で31%もの市場占有率を誇り、株主への報告でも英国事業の堅調な収益性を示唆していたのだ。このギャップは一体、どのように理解すればよいのか。

ロイターによれば、スターバックス英国現地法人は、次の3つのグループ企業間取引を通じて莫大な金額をイギリス国外のグループ企業に移転していたという。それは、(1)オランダ子会社への特許料の支払い、(2)オランダおよびスイス子会社からコーヒー買い付けに対して一定の利幅を上乗せしての支払い、(3)アメリカの親会社からの借入金に対する利払費、である。このうち、(1)と(2)については、流出先できわめて低い税率でしか課税されない。これら3つのルートを通じてイギリスから資金が外部へ流出する構造となっており、それが14年間にわたって現地法人が損失を出し続けたことの背景理由である(Kleinbard 2016)。

(1)の特許料支払いとは、具体的にはスターバックス本社のブランドと商標を使用し、環境

的・社会的配慮に基づいて選び抜かれた最高品質のアラビカコーヒーを使用し、さらに、スターバックス本社による店舗運営、ビジネスモデル、そして店舗デザインコンセプトを使用する権利への対価を指す。これら全体がまさに、無形資産を構成する。

スターバックスは、アメリカ議会の下院歳入委員会に対して、その研究開発部門は本社のあるシアトルに立地しており、海外子会社の役割はその「現地化」に留められていることを示唆している。だとすると、オランダ子会社はそれほど大きな役割を果たしていないことになるが、そうであればなぜ、英国現地法人はアメリカ本社ではなく、オランダ子会社に顕著な特許料を支払うのか。事業の重要性の観点からは、この支払いの経済合理性を説明することはできない。租税回避目的の利益移転が、その真の理由だと推測できる理由がここにある。

5 どれほどの規模の租税回避が行われているのか

多国籍企業によるタックス・ヘイブンを活用した租税回避をめぐることは、これまで研究者、ジャーナリスト、実務家による個別ケースに関する事例研究が多かった(志賀 2013; 2014; 2015; シヤクソン 2012; パランほか 2013; マーフィー 2017; 森信 2019)。これらのケースは前節のグーグル、ス

ターバックス事例のように租税回避の仕組みを明らかにすることに貢献したが、他方で、誰が、